

我孫子市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活に困窮する住民税非課税世帯等を速やかに支援するため、本市が我孫子市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民税非課税者等 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により令和3年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者若しくは市町村の条例に定めるところにより令和3年度の市町村民税の均等割が免除されている者又は令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者をいう。
- (2) 住民税非課税世帯等 住民税非課税者等のみで構成する世帯をいう。

(給付対象者)

第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において給付金に相当するものの支給を受けることができる者を除く。）とする。

- (1) 基準日において、市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって次のアからカまでのいずれかに該当する者
 - ア 基準日において本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民税非課

税世帯等の世帯主であった者

- イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）若しくは婦人保護施設の入所者の暴力被害について、当該入所者が属する世帯の親族（配偶者を除く。以下このイにおいて同じ。）が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者（避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。）であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者（いずれも住民税非課税者等である者に限る。）のうち、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの（以下「申出者」という。）
- （ア） 申出者の配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けていること。
 - （イ） 配偶者又は親族からの暴力に関し、婦人相談所から証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。
 - （ウ） 基準日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
 - （エ） その他（ア）から（ウ）までに掲げる要件に準ずると市長が認める状況にあること。
- ウ 基準日において入所等している施設等が本市に所在する者であって次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のいずれかに該当するもの（生計を同じくする2以上の父母、子又は兄弟姉妹が同一の施設等に

入所等する場合にあっては、その代表者に限る。)

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等(基準日において、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している者を含む。))をいう。以下このウにおいて同じ。)(保護者(同法第6条に規定する保護者をいう。以下このウにおいて同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて委託されている者を除く。)

(イ) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第37条に規定する乳児院(以下「乳児院」という。)、同法第41条に規定する児童養護施設(以下「児童養護施設」という。)、同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設(以下「児童心理治療施設」という。))若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「児童自立支援施設」という。))に入所し、同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。))に入院し、又は同法第27条の2第1項の規定により児童養護施設若しくは児童自立支援施設に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する者及び保護者

の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所している者を除く。）

(ウ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。以下この（ウ）において同じ。）に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。以下この（ウ）において同じ。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により障害者支援施設若しくはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している者

(エ) 生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者

に限る。)

(オ) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて入居している者を除き、18歳以上の者にあつては、同法の規定又は「社会的養護自立支援事業等の実施について」平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき入居している者)に限る。)

(カ) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて入所している者を除く。)

エ 本市が、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置(2月以内の期間を定めて行う措置を除く。)を行った者であつて、その入所等をする施設等が所在する市町村の住民基本台帳に記録されていないもの

オ 基準日以後に死亡したアからウまでに掲げる者(給付金の支給を受けた者を除く。)と同一の世帯等に属する者であつて市長が適当と認めるもの

カ アからオまでに掲げる者に準ずると市長が認める者

(2) 基準日以前に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの又は基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録

されておらず、住民税非課税世帯等の世帯主に準ずる者であると市長が認めるもの

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その属する世帯等の令和3年1月以後の収入が減少した者であって、前2号に掲げる者に準ずる者であると市長が認めるもの(前2号に該当する者又は他の市町村において給付金に相当するものの支給を受けることができる者が属する世帯等に属する者を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等(地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第32条第3項に規定する青色事業専従者又は同条第4項に規定する事業専従者をいう。以下この項において同じ。)である者(令和3年1月1日から基準日までの間に離婚した者であって、当該者の配偶者であった者の扶養親族等であるものを除く。)のみで構成する世帯等に属する者には、給付金を支給しない。ただし、第3条第1号ウに該当する者である場合等、市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(給付額)

第4条 給付金の額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(申請等の方法)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、別に定める確認書(以下単に「確認書」という。)又は別に定める申請書(以下単に「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(申請等の期限)

第6条 前条の規定による確認書又は申請書の提出は、別に定める期間内に行わなければならない。

(代理による申請等)

第7条 給付対象者に代わり、給付金の支給を受けることができる者(以下「代理人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において、給付対象者の属する世帯に属する者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の従前から給付対象者の身の回りの世話をしている者等であって市長が適当と認めるもの

2 代理人が確認書又は申請書を提出しようとするときは、当該代理人は、委任状（給付対象者が確認書の委任欄への記載を行うことを含む。）を添付する（前項第2号に掲げる者が第2号に掲げる書類を提出し、又は提示する場合を除く。）とともに、次に掲げる書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 代理人が当該代理人本人であることを示す公的身分証明書の写し等
- (2) 代理権を確認できる書類（前項第2号に掲げる者に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（支給の決定等）

第8条 市長は、給付対象者又は代理人から確認書又は申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、給付金を給付対象者の本人名義又は代理人名義の銀行口座へ振り込むことにより支給する。ただし、銀行口座を保有していない等、真にやむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、窓口等における支給を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長は、給付対象者（その代理人を含む。以下この条において同じ。）が第6条に規定する申請等の期限までに第5条又は第7条第2項の規定による確認書又は申請書の提出を行わなかったときは、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条第1項の規定により給付金の支給の決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能その他給付対象者の責めに帰すべき事由により

給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われないうきは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第10条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し当該給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 給付金の支給を受けた後に給付対象者の要件を満たさないことが判明したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。